

南九州市再犯防止推進計画

【令和8年度～令和12年度】

みな、みりよく!



Minami
Kyushu
City

令和8年3月

南九州市

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
第2章	犯罪等の状況	
1	国内の刑法犯における再犯の状況	2
	(1) 国内の刑法犯認知件数	
	(2) 新受刑者中の再入者数及び再入者率	
2	県内及び本市の状況	3
	(1) 県内及び本市の刑法犯認知件数	
	(2) 刑法犯における窃盗犯の割合	
3	本市の現状と課題	4
	(1) 検挙者数と再犯率	
	(2) 年代別刑法犯認知数	
	(3) 本市の課題	
第3章	計画の基本方針	7
第4章	本市における再犯防止の取組	8
資料		11

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

国では、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的として、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「法」という。）を施行し、平成29年12月に「（第一次）再犯防止推進計画」が策定されました。

さらに、令和5年3月には「第二次再犯防止推進計画」が策定され、再犯の防止等における地方公共団体の主体的かつ積極的な取り組みを促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を強固にすることなどが示されています。

鹿児島県では、平成31年3月に「鹿児島県再犯防止推進計画」が、令和6年3月には「第2次鹿児島県再犯防止計画」が策定され、再犯の防止等に関する施策を計画的に推進されています。

そこで本市においても、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪をした者等が社会から孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指し、「南九州市再犯防止推進計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める計画として策定します。

また、計画の対象者は、同法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、計画期間内であっても、国や県の計画見直しや社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

第2章 犯罪等の状況

1 国内の刑法犯における再犯の状況

(1) 国内の刑法犯認知件数

国内の刑法犯検挙者数は、平成16年に389,027人と戦後最大を記録しましたが、平成17年からは毎年減少し続け、令和4年は戦後最少を記録したものの令和5年は183,269人と増加に転じています。

また刑法犯再犯者率は、初犯者数が減少していることもあり、平成9年以降上昇傾向にありましたが、令和3年以降は減少に転じ、令和5年は47.0%と前年よりも0.9%ポイント減少しています。

(件, %)

年次	刑法犯検挙者数	再犯者数	
		再犯者数	再犯者率
令和元年	192,607	93,967	48.8
令和2年	182,582	89,667	49.1
令和3年	175,041	85,032	48.6
令和4年	169,409	81,183	47.9
令和5年	183,269	86,099	47.0

(令和6年版再犯防止白書より)

(2) 新受刑者中の再入者数及び再入者率

新受刑者中の再入者数は、刑法犯検挙者中の再犯者数と同様、近年減少傾向にあり、2023年(令和5年)は7,748人で、再入者率は55.0%と前年(56.6%)よりも1.6ポイント減少しています。

(件, %)

年次	新受刑者数	再入者数	再入者率
令和元年	17,464	10,187	58.3
令和2年	16,620	9,640	58.0
令和3年	16,152	9,203	57.0
令和4年	14,460	8,180	56.6
令和5年	14,085	7,748	55.0

(令和6年版再犯防止白書より)

2 県内及び本市の状況

(1) 県内及び本市の刑法犯認知件数

県内の刑法犯認知件数は、令和3年から増加傾向に転じ、令和6年は7,298件と前年よりも621件も増加しています。本市においては、令和5年までは増加傾向にありましたが、令和6年は84件と前年より8件減少しています。

(件)

年次	認知件数	
	鹿児島県	南九州市
令和2年	5,113	68
令和3年	4,641	75
令和4年	5,043	90
令和5年	6,677	92
令和6年	7,298	84

(鹿児島県警察本部 HP「市町村別の犯罪発生実態」より)

(2) 刑法犯における窃盗犯の割合

刑法犯のうち最も多いのが窃盗犯で、本市における分類別では、万引き、車上狙い、住宅侵入盗が多い状況となっています。

(件)

分類	県内			南九州市内		
	令和4年	令和5年	令和6年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯	5,043	6,677	7,298	90	92	84
うち窃盗犯	3,411	4,248	4,508	73	64	62
住宅侵入盗	166	259	227	5	3	6
バイク盗	31	79	71	0	0	1
自転車盗	810	1,122	1,155	1	1	0
車上狙い	288	243	355	4	4	6
万引き	895	961	943	17	13	10
その他	1,221	1,584	1,757	46	43	39

(鹿児島県警察本部 HP「市町村別の犯罪発生実態」より)

2 本市の現状と課題

(1) 検挙者数と再犯率

南九州警察署管内における刑法犯検挙者中の初犯者数は、令和3年度から令和5年度にかけて減少傾向にあります。再犯者の総数は増加傾向にあり、男性が多いことがわかります。

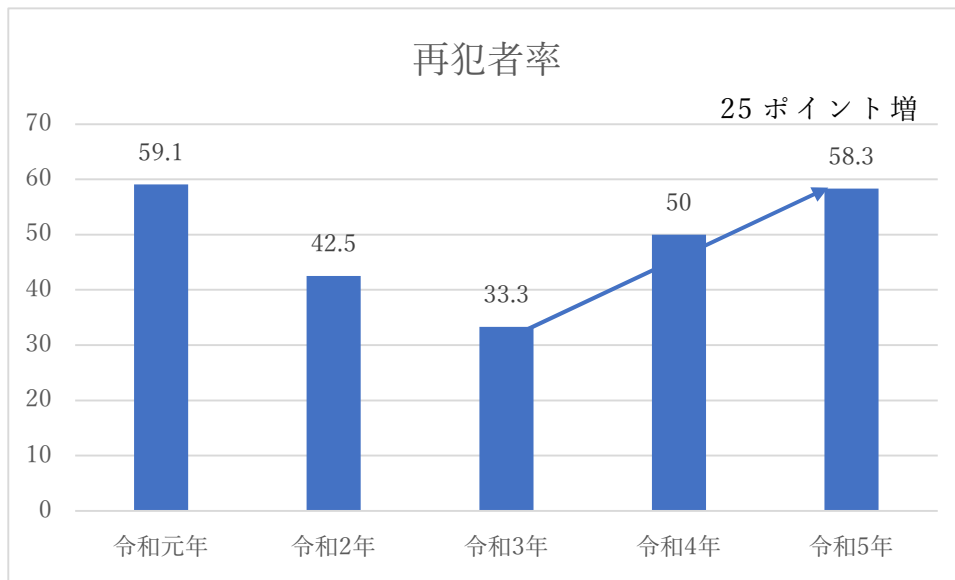
再犯者率では、令和3年は33.3%と令和2年よりも9.2ポイント減少しましたが、令和5年まで25ポイントも増加していることがわかります。

(件, %)

年次	初犯者			再犯者			総数	再犯者率
	男性	女性	総数	男性	女性	総数		
令和元年	8	1	9	9	4	13	22	59.1%
令和2年	17	6	23	14	3	17	40	42.5%
令和3年	18	6	24	10	2	12	36	33.3%
令和4年	15	6	21	18	3	21	42	50.0%
令和5年	11	4	15	18	3	21	36	58.3%

※少年データは含まない。

(南九州警察署提供)



(2) 年代別検挙者数

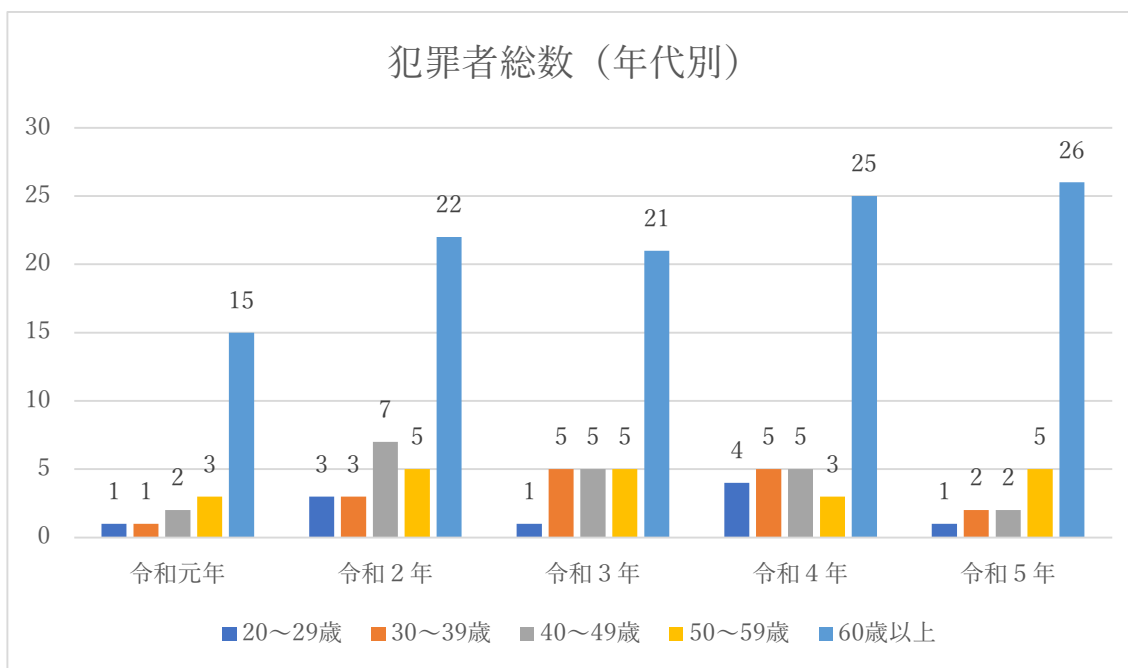
南九州警察署管内における刑法犯検挙者数（年代別）でわかることは、男女ともに60歳以上が半数を占めており、男性の60歳以上が増加傾向であることがわかります。

(件)

年次	20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		総数
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
令和元年	1	0	1	0	2	0	2	1	11	4	22
令和2年	2	1	3	0	5	2	5	0	16	4	40
令和3年	1	0	4	1	3	2	4	1	17	4	37
令和4年	3	1	5	0	4	1	2	1	19	5	42
令和5年	1	0	1	1	1	1	4	1	22	4	36

※少年データは含まない。

(南九州警察署提供)



(3) 本市の課題

本市においては、川辺保護区保護司会を活動拠点とする南九州市保護司会が、犯罪をした者等に対して社会復帰を支援する処遇活動や、地域住民に立ち直りの支援への理解と協力を求めるための地域活動をこれまで行ってきました。

しかしながら、出所後における就労や住宅の確保は厳しい状況にあり、医療福祉サービスの利用促進や教育支援等を含め、関係する機関や団体等の連携を強化し、支援体制や施策を整えておく必要があります。

このため地域の理解はもとより、国・県・市の連携をはじめ、支援に関わる関係機関の体制づくりや、本市における支援施策の明確化と関係部署の体制づくりが重要な課題となっています。

【参考】

国の再犯防止計画 重点課題（抜粋）

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備

鹿児島県再犯防止計画 重点課題（抜粋）

- 1 国・市町村・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 4 非行の防止と学校及び矯正施設等と連携した修学支援の実施
- 5 民間協力者の活動の促進，広報・啓発活動の推進

第3章 計画の基本方針

本市では、第二次再犯防止推進計画における5つの基本方針を踏まえ、犯罪をした者等が地域社会で孤立することを防ぎ、再び社会を構成する一員となることにより、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、次の重点課題に取り組みます。

南九州市再犯防止推進計画 重点課題

- 1 国・県・民間団体等との連携強化
- 2 就労・住居の確保
- 3 保健医療・住居サービスの利用の促進
- 4 非行の防止と関係機関と連携した修学支援の実施
- 5 民間協力者の活動の促進，広報・啓発活動の推進

【参考】国の第二次再犯防止推進計画に設定されている5つの基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取り組みを、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第4章 本市における再犯防止の取組

再犯防止推進法は、「円滑な社会復帰の促進」が重要であることから、「安定した生活や必要な支援の確保」と、社会復帰まで継続する「息の長い支援」の実施を求められています。犯罪をした者等の中には、支援を十分に受け入れずに地域で孤立し、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けて支援を必要とする人が多く存在します。

そこで本市では、「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、次の再犯防止に関する取組を推進してまいります。

1 国・県・民間団体等との連携強化

鹿児島県保護観察所、鹿児島県、鹿児島県地域生活定着化支援センターなどの国や県の機関をはじめ、川辺保護区保護司会や民間の支援団体等と情報交換を行うなど連携を強化します。

2 就労・住居の確保のための取組

鹿児島県地域生活定着化支援センターやハローワーク等の関係機関と連携し、特性に合った情報提供を行うなど就労支援を行います。また市営住宅の確保や住居支援法人と連携し、住居を確保するための取組を推進します。

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

高齢者や障害者、生活困窮者など支援を必要とする人に対して、保健医療・福祉サービスを適切に提供するため、民生委員や地域包括支援センター等と連携し、相談支援や情報提供の充実を図ります。

4 非行の防止と関係機関と連携した就学支援の実現

民生委員・児童委員による見守り活動、スクールサポーターやスクールソーシャルワーカー、家庭児童相談員による相談支援を行うなど、児童生徒の非行の未然防止や不登校児童生徒に対する学習支援を推進します。

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

川辺保護区保護司会が行う更生保護事業の啓発活動をはじめ「社会を明るくする運動」の再犯防止に関する理解促進を図るなど、民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の取組を推進します。

再犯防止に関する施策

事業・取組	内容	所管課・関係機関
公営住宅事業	住居確保が困難な低額所得者に低廉な家賃で入居できるよう支援する。	都市政策課 (市営住宅係)
生活困窮者自立支援事業	最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方を、生活保護に至る前の段階で細やかに支援します。 ①自立相談支援事業 ②住居確保給付金事業 ③就労準備支援事業 ④家計改善支援事業 ⑤子どもの学習・生活支援事業	福祉健康課 (生活支援係)
家庭児童相談事業	家庭における児童の健全な養育を推進するため、専門相談員を配置し、相談事業を行う。	こども未来課 (こども家庭係)
母子保護措置事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子、及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する。	こども未来課 (こども家庭係)
子どもの生活・学習支援事業	生活困窮世帯等の子どもに対して、学習支援、生活習慣の支援等を行うことで、貧困の連鎖を防止する。市内2か所で実施しており、子どもが安心して通える場所を提供している。	福祉健康課 (生活支援係)
自立支援給付事業 (障害福祉サービス給付)	障害者個々の心身の状況やサービス利用の意向、家庭の状況や意向等を踏まえたサービス等の利用計画案の作成など適切なサービスの給付を行う。	福祉健康課 (障害福祉係)
地域生活支援事業	障害者(児)が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者相談支援事業等の各種の事業を行う。	福祉健康課 (障害福祉係)
こころの健康相談事業	臨床心理士によるこころの健康に関する相談会。本人が来所出来ない場合は家族、関係者が本人との関わり方等について相談することも可能。(完全予約制)	福祉健康課 (健康推進係)

事業・取組	内容	所管課・関係機関
心配ごと専門相談事業	高齢者等の専門的な相談に応じるため相談窓口を設置し，問題解決に努める。	長寿介護課 (介護予防支援係)
養護老人ホーム入所事業	環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を施設へ措置する。	長寿介護課 (高齢者福祉係)
地域見守りネットワーク支援事業	地域全体で支え合うネットワークを構築し，ねたきり，独居高齢者等の要援護者宅を訪問して声かけ安否確認を行う。	長寿介護課 (高齢者福祉係)
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な方で，身寄りが無い又は親族による申立てが困難な場合に市が申立てを行う。また，本人の財産状況から後見人等報酬を負担することが困難な場合に費用を助成することで，成年後見制度の利用促進を図る。	長寿介護課 (介護予防支援係) 福祉健康課 (障害福祉係)
ふれあい教室スマイル	不登校児童生徒の集団生活への適応，情緒の安定，基本的な生活習慣の改善等のための相談や支援を行う施設。学校への復帰や社会的自立を目指した支援を行う。	教育委員会 (学校教育課)
スクール・ソーシャル・ワーカー(SSW)	児童生徒の生徒指導上の課題に対応するため，社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて，福祉等関係機関との連携により，児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う。	教育委員会 (学校教育課)
社会を明るくする運動の推進と再犯防止に関する啓発	社会を明るくする運動として，7月の強化月間を主にメッセージ伝達式，啓発キャンペーン，市広報誌を活用した広報・啓発活動等を行い，犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域づくりを進める。	福祉健康課 (社会福祉係)

資料

関係機関等

関係機関等	概要
保護観察所	犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行っています。
地方検察庁	起訴を猶予された人、罰金・科料になった人、裁判において刑の全部の執行を猶予された人等で、福祉的支援が必要な人について関係機関と連絡調整を図り適切な支援を行っています。
更生保護施設	刑務所や少年院等から釈放された人や保護観察中の人で、帰る家がない、現在の住居では更生が妨げられる等の事情から自立更生が困難な人に対し、一時的に宿泊場所や食事の提供等を行う民間の施設です。自立を援助することで、その再犯や再非行の防止に貢献しています。
地域生活定着支援センター	矯正施設等に入所している高齢者や障がいのある方で、出所しても自立した生活を送ることが困難な方々に対し、出所後に福祉サービス等へ繋ぐことで、自立した日常生活や社会生活ができるよう支援を行っています。
発達障害者支援センター	発達障害児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害児（者）とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っています。
保護司/保護司会	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪をした者等が社会復帰を果たしたとき、自立した社会生活を営めるよう相談を行っています。
社会福祉協議会	高齢者をはじめ市民の方々の様々な相談に応じ、問題解決に向けた助言や各種福祉サービス事業を行うなど、市民が安定した生活を送れるように支援を行っています。
民生委員・児童委員協議会	厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場に立って支援が必要な方の見守りや相談等を行い、関係機関との繋ぎ役として活動しています。
協力雇用主	犯罪をした人などの自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人などを雇用しています。

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報을適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等 (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等 (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助 (第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする